

# Weekly Report

第625日号  
令和3年11月8日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 年末調整のポイント

年末調整の時期が近づいてきました。なお、扶養控除等申告書などへの押印は不要となりました。

◎**年末調整の対象者**……原則として「扶養控除等申告書」を提出している方ですが、給与総額が2千万円を超える方などは対象外です。

◎**年末調整の対象となる給与**……1～12月までに支払うことが確定した給与です。また、年の途中で就職した方が別の会社から給与を受けていた場合は、その給与を含めて年末調整をします。

◎**扶養控除等（異動）申告書**……この申告書で扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除を確認するため、扶養親族等に異動がある場合などに異動申告が行われているかを確認します。

なお、扶養控除等は年末調整を行う自店の現況で判断しますが、親族などが年の途中で亡くなった場合は、その時点で要件を満たしているかを判定します。

◎**基礎控除申告書**……合計所得金額が2500万円以下の方が基礎控除を受ける場合は提出が必要です。

◎**配偶者控除等申告書**……本人の合計所得が1千万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が

133万円以下の方が配偶者控除又は配偶者特別控除を受ける場合は提出が必要です。

◎**所得金額調整控除申告書**……給与収入が850万円超の方で、23歳未満の扶養親族を有する場合は所得金額調整控除を受けることができます。

◎**保険料控除申告書**……生命保険料や地震保険料を支払った方は「保険料控除証明書」、国民年金を支払った方は「社会保険料控除証明書」、iDeCoの掛金を支払った方（個人払込）は「小規模企業共済等掛金払込証明書」を添付して提出します。

## インボイス登録申請書を記載する際の注意点

令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることに伴い、「適格請求書発行事業者」の登録申請が始まっています。

登録申請書の提出する際、法人は登記上の法人名や所在地（建物名、部屋番号も）を正確に記載します。個人事業者は「氏名又は名称」欄に氏名を正確に記載し、屋号は記載しないように注意します（屋号を公表する場合は「公表申出書」の提出が必要）。また、「代表者氏名」欄の記載は法人のみ必要となり、個人事業者は不要です。

なお、e-Taxで提出する場合は二重送信とならないように注意します（二重送信の場合は原則、最後に送信された申請書が取扱われます）。

## 原油高騰に伴う中小企業資金繰り対策

原油価格上昇の影響を受ける中小企業・小規模事業者の資金繰り支援策として、日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）や、特別相談窓口の設置、下請事業者に対する配慮要請が実施されています。

セーフティネット貸付については要件を緩和し、最近3ヵ月の売上高が前年（又は前々年）同期比5%減少等の数値要件を満たさない場合でも、原油高騰により今後の影響が懸念される事業者であれば対象となります。